○近畿地方整備局告示第百二十五号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年四月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年四月二十八日

近畿地方整備局長　池田　豊人

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　一号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
京都市伏見区横大路芝生三六番から守口市八雲東町二丁目二七番二まで	前	一五・〇〇～一九・五〇	二七・一三二	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	一五・〇〇～一九・五〇	二七・一三二	
	B	三九・〇〇～一九二・〇〇	二九・五八八	
	A	三九・〇〇～一九二・〇〇	二九・五八八	

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局、同局京都国道事務所及び同局大阪国道事務所

○近畿地方整備局告示第百二十六号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年四月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年四月二十八日

近畿地方整備局長　池田　豊人

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二十四号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
城陽市寺田今橋五七番三から木津川市市坂木千二九番一まで	前	一〇・五〇～一八・二二八	四五・〇〇〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	一〇・五〇～二〇・四〇	四五・〇〇〇	
	B	二〇・四〇～二七三・〇〇	一七・二九三	
	A	一〇・五〇～二〇・四〇	四五・〇〇〇	
		二〇・四〇～二七三・〇〇	一七・二九三	

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局京都国道事務所

○近畿地方整備局告示第百二十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年四月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年四月二十八日

近畿地方整備局長　池田　豊人

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十四号	城陽市寺田金尾一一〇番から同市水主樺井二三番三まで	近畿地方整備局及び同局京都国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年四月二十八日

○中国地方整備局告示第四十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年四月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年四月二十八日

中国地方整備局長　丸山　隆英

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
九号	鳥取県東伯郡北栄町松神字高浜一二〇五番二九八から同町東園字大塚八三八番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中国地方整備局及び同局倉吉河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年四月二十八日

○中国地方整備局告示第四十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年四月二十八日から二週間中国地方整備局及び同局倉吉河川国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年四月二十八日

中国地方整備局長　丸山　隆英

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　九号

(三) 指定する道路の部分

区間	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
鳥取県東伯郡琴浦町大字別所字野畑八六六番一から同町大字別所字笹尾西峯一〇四七番一まで	一一・九五～一五四・九一	〇・〇八三

(四) 指定する期日　平成二十九年四月二十八日

○中国地方整備局告示第四十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年四月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年四月二十八日

中国地方整備局長　丸山　隆英

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
鳥取県東伯郡琴浦町大字槻下字下宮尻一四四番一から同県西伯郡大山町田中字屋敷下通九三四番二まで	前	一一・五〇～二一八・一〇	一一・二一二	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	一一・五〇～二一八・一〇	一一・二一二	
	B	一〇・八九～一七一・六〇	一二・三三一	
	A	一〇・八九～一七一・六〇	一二・三三一	

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局倉吉河川国道事務所

○四国地方整備局告示第四十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成二十九年四月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年四月二十八日

四国地方整備局長　名波　義昭

一　道路の種類及び路線名　占用を制限する区域

一般国道　五十五号　徳島県海部郡海陽町宍喰浦字那佐二九七番一から同町久保字板取二三〇番一まで